

建設業者等指名除外基準要綱

建設業者等指名除外基準要綱

平成 7年12月14日制定
平成15年10月 1日改正
平成16年10月 1日改正
平成17年 2月 7日改正
平成17年11月21日改正
平成19年 4月 1日改正
平成21年 4月 1日改正
平成21年 6月 1日改正
平成23年 4月 1日改正
平成28年 4月 1日改正
平成30年 7月20日改正
令和 2年 3月31日改正
令和 3年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、東広島市建設工事執行規則（平成10年東広島市規則第4号）第6条の規定に基づき、一般競争入札及び指名競争入札の入札者並びに随意契約の相手方となるため市長の資格の認定を受けた者（以下「有資格業者」という。）の指名除外に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名除外)

第2条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、状況に応じて同表に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名除外を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により指名除外を行おうとする者（別表第22項に該当する者を除く。）を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する有資格業者についても、指名除外を行うものとする。

3 市長が指名除外を行ったときは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号）第5条に定める東広島市建設業者等選定審査会（以下「審査会」という。）は、工事請負のための指名を行うに際し、当該指名除外に係る有資格業者を選定してはならない。当該指名除外に係る有資格業者を現に選定又は指名通知しているときは、当該選定又は指名通知を取り消すものとする。

(共同企業体及び下請負人に関する指名除外)

第3条 市長は、前条の規定により、共同企業体について指名除外を行うときは、当該共同企業体及び当該共同企業体の構成員である有資格業者（明らかに当該指名除外について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外を行うものとする。

2 市長は、前条又は前号の規定による指名除外に係る有資格業者を構成員に含む共同体について、当該指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名除外を行うものとする。

3 市長は、前条の規定により指名除外する場合において、その指名除外について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、元請負人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人も併せて指名除外するものとする。

（指名の保留）

第4条 市長は、有資格業者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する疑いがあると認められるとき及び、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第3条に掲げる申請に係る手引きにより入札に参加することができないものとした要件に該当すると認められるときは、必要と認める間、当該有資格業者の指名を保留することができる。

（指名除外に該当する有資格業者の発生等の報告）

第5条 建設工事等を主管する課長又は所長（「課長等」という。）は、その所管する建設工事の請負に関し、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められたときは、指名除外に該当する有資格業者発生報告書（別記様式第1号）により、第7条第6項又は第7項に該当すると認められたときは、指名除外期間変更（解除）事由報告書（別記様式第2号）により、所属する部の長を経て総務部長へ報告するものとする。

（処理の決定）

第6条 市長は、前条の報告その他の方法により、指名除外に該当する有資格業者の発生、指名除外期間の変更事由又は指名除外の解除事由を知った場合において、指名除外、指名保留、それらの期間の変更又は解除（以下「指名除外等」という。）をしようとする

ときは、審査会の意見を聴くものとする。ただし、別表第22項の措置要件に基づく指名除外及び指名保留については、審査会の意見を聴くことなく行うことができるものとする。この場合においては、次の審査会においてこれを報告しなければならない。

2 前項の規定により審査会から意見を徴する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指名除外又は指名保留しようとする場合は、その可否及び指名除外期間
- (2) 指名除外又は指名保留期間を変更しようとする場合は、その可否及び変更期間
- (3) 指名除外又は指名保留を解除しようとする場合は、その可否

(指名除外等の期間の特例等)

第7条 有資格者の行った1個の行為が別表の措置要件について2以上の項目に該当するときは、それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期のうち、最も長いものをもって指名除外の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合における指名除外の期間の短期は、別表に定める期間の短期の2倍の期間とする。ただし、当初の指名除外の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

- (1) 指名除外の期間中又は期間満了後1年を経過するまでの間に、別表の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。
- (2) 別表第2項、第10項又は第15項の措置要件に係る指名除外の期間の満了後5年を経過するまでの間に、それぞれ同表第2項、第10項又は第15項の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。

3 指名除外の期間中に、別表の措置要件に該当することとなったときは、新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から現に行っている指名除外期間との重複期間の2分の1の日数を控除した期間を加算する。

4 市長は、有資格業者について、情状勺量すべき特別の事由があるため、別表並びに第1項及び第2項の規定による指名除外の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、指名除外の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

5 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に定める期間の長期を超える指名除外の期間を定める必要があると認めるときは、指名除外の期間を当該期間の長期の2倍（ただし、最大36か月とする。）まで延長することができる。

- 6 市長は、指名除外の期間中の有資格業者について、情状勺量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前各項の規定による期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。
- 7 市長は、指名除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格業者について指名除外を解除するものとする。
- 8 第4条の規定により指名を保留した有資格業者について、指名除外を行ったときは、指名を保留した期間を指名除外の期間に算入するものとする。

(指名除外等の決定通知)

- 第8条 市長は、指名除外等をしたときは、指名除外においては建設工事等指名除外通知書（別記様式第3号）により、指名除外の期間の変更においては建設工事等指名除外変更通知書（別記様式第4号）により、指名除外の解除においては建設工事等指名除外解除通知書（別記様式第5号）により、指名保留およびその期間の変更並びに解除については電話その他適切な方法により、指名除外等の対象となる有資格業者に通知するものとする。
- 2 市長が前項の通知をした内容は、副市長、工事関係部長及び建設工事関係課長に周知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の通知をする場合において、当該指名除外等の事由が市関係工事に関するものであるときは、必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方及び下請負の制限)

- 第9条 指名除外期間中の有資格業者については、随意契約の相手方として選定してはならない。
- 2 指名除外期間中の有資格業者が、市関係工事の全部若しくは主体的部分を一括して下請し、若しくは受託することを承認してはならない。
 - 3 前2項の規定は、次の要件のいずれかに該当し、かつ、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を得たときは、適用しない。
 - (1) 建設工事等が特許の施工方法を採用する場合で、その特許権を有する業者を選定しようとするとき。

- (2) 建設工事等が特別の技術を要する場合で、他に相応する施工業者がないとき。
- (3) 建設工事等が現在施工中のものに関連しているとき。
- (4) 災害時における応急工事等で緊急を要するとき。

(指名除外の措置の公表)

第10条 指名除外を行ったときは、当該指名除外に係る有資格業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者職氏名、建設業許可番号等、指名除外期間、措置理由（措置の原因となった事象を含む。）等を公表する。指名除外の期間中に指名除外の期間の変更又は指名除外の解除を行ったときも同様とする。

- 2 前項の規定による公表は、公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。
- 3 前項の規定による公衆の閲覧は、指名除外措置の公表調書（別記様式第9号）により、総務部契約課において行うとともに、インターネットを利用して行うものとする。
- 4 前2項の規定による閲覧に供する期間は、閲覧場所において行う閲覧については、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く日とし、インターネットを利用するものについては、指名除外措置の終期の属する年度の3月31日までの間、終日とする。

(その他)

第11条 この要綱は、一般競争入札及び指名競争入札の入札者並びに随意契約の相手方となるため市長の資格の認定を受けた測量及び建設コンサルタント業者等について準用する。

- 2 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度審査会の意見を聴いて、別に定めるものとする。

別表（第2条関係）

措 置 要 件	期 間
<p>(故意による粗雑工事)</p> <p>1 請負工事の施工に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は設計書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上12か月以内</p>
<p>(入札妨害又は談合)</p> <p>2の1 次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 前号の場合にあって市と締結した請負契約に係る工事等（以下「市発注工事」という。）に関するとき。</p> <p>2の2 次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (2) 前号の場合にあって、市発注工事に関するとき。 (3) 前号の場合にあって、建設工事等入札に係る不正行為情報等対応マニュアル（平成8年7月31日制定。）に基づいて談合の事実はないとの誓約書を提出している工事に関するとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から4か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内</p> <p>6か月以上24か月以内 12か月以上36か月以内 12か月以上36か月以内</p>
<p>(契約妨害)</p> <p>3 市発注工事の請負契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以内</p>
<p>(監督・検査妨害)</p> <p>4 市発注工事の監督又は検査の実施に当たり、その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6か月以上12か月以内</p>
<p>(契約不履行)</p> <p>5 市発注工事の請負契約において、正当な理由がなくて契約を履行しなかったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 12か月以内</p>
<p>(虚偽記載)</p> <p>6 市発注工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に関する競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格審査資料等（指名競争入札参加資格申請書を除く。）に虚偽の記載をしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>7 次の各号のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。 (2) 市発注工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>

<p>して契約の内容に適合しないものをいう。)が重大であると認められるとき。</p>	
<p>(契約違反) 8 他の措置要件に該当する場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上4か月以内</p>
<p>(公衆損害及び工事関係者事故) 9 工事の施工に当たり、安全管理の措置が不相当であったため、次の各号のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 市発注工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。 (2) 一般工事の施工に当たり、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (3) 市発注工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (4) 一般工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内 当該認定をした日から 1か月以上3か月以内 当該認定をした日から 2週間以上4か月以内 当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>
<p>(贈賄) 10 次の各号のいずれかに該当することとなったとき。 (1) 次のア、イ又はウの者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。) イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。) ウ 有資格業者の使用人で一般役員等以外のもの(以下「使用人」という。) (2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、広島県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 (3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、広島県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等</p>	<p>ア、イ又はウの者の逮捕又は公訴の提起を知った日からそれぞれの者に応じ、次に定める期間 8か月以上36か月以内 6か月以上27か月以内 4か月以上18か月以内 ア、イ又はウの者の逮捕又は公訴の提起を知った日からそれぞれの者に応じ、次に定める期間 3か月以上9か月以内 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内 ア、イ又はウの者の逮捕又は公訴の提起を知った日からそれぞれの者に応じ次に定める期間 2か月以上6か月以内 1か月以上3か月以内</p>

ウ 使用人	1か月以上2か月以内
1 1 削除	
(応札要件の錯誤) 1 2 市発注工事の競争入札の落札候補者となった場合において、入札案件ごとの公告において定められた入札の参加の要件を錯誤により満たしていないと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内
(契約締結拒否) 1 3 市発注工事の競争入札において、落札しても契約を締結しなかったとき。	当該認定をした日から3か月以上9か月以内
(暴力行為) 1 4 業務に関し代表役員等、一般役員等又は使用人が暴力行為を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上18か月以内
(独占禁止法違反行為) 1 5 次の各号のいずれかに該当するとき。 (1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (2) 前号の場合にあって、市発注工事に関するとき。 (3) 前号の場合にあって、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出している工事に関するとき。 (4) 第1号の場合にあって、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。 (5) 前号の場合にあって、市発注工事に関するとき。 (6) 前号の場合にあって、談合情報対応マニュアルに基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出している工事に関するとき。	当該認定をした日から4か月以上24か月以内 1 2か月以上36か月以内 1 2か月以上36か月以内 6か月以上24か月以内 1 2か月以上36か月以内 1 2か月以上36か月以内
(業務に関する法令違反) 1 6 業務に関し法令に違反し、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から1か月以上9か月以内
(指示又は営業停止) 1 7 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項若しくは第2項の規定に基づく指示又は同条第3項の規定に基づく営業停止の処分を受けたとき。	指示又は処分の事実を知った日から1か月以上12か月以内
(公正な取引秩序の確保) 1 8 市発注工事の競争入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められるとき又は乱すおそれがあると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(不正又は不誠実な行為) 1 9 他の措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

であると認められるとき。	
(私的行為による法令違反) 20 他の措置要件に該当する場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(代理人等の禁止) 21 この要綱に基づく指名除外の期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(営業不振) 22 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。	当該認定をした日から別に通知する日まで
(談合関連行為) 23 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

備考1 この表の第14項から第16項まで及び第19項において「業務」とは、当該建設業者が営業として行うすべての業務（管理的な業務を含む。）をいう。

2 この表の第2の1項、第2の2項、第10項及び第16項の期間は、逮捕後公訴提起される場合においては通算することができるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成7年12月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にした行為に係る指名除外については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にした行為に係る指名除外については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前にした行為に係る指名除外については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成17年2月7日から施行する。
(賀茂郡黒瀬町、同郡福富町、同郡豊栄町、同郡河内町及び豊田郡安芸津町の編入に伴う経過措置)
- 2 平成17年2月7日（以下「編入日」という。）前に、黒瀬町建設業者等指名除外要綱（平成14年黒瀬町制定）、建設業者等指名除外基準要綱（平成15年福富町告示第

9号)、建設業者等指名除外基準要綱(平成15年豊栄町制定)、河内町建設業者等指名除外基準要綱(平成11年河内町訓令第5号)又は安芸津町建設業者等指名除外要綱(平成9年安芸津町告示第39号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の前になされた指名除外については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の前になされた指名除外については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の前になされた指名除外については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の前になされた指名除外については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成30年7月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に決定された指名除外については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に決定された指名除外については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた指名除外で、この要綱の施行の日において措置期間中にあるものの公表は、改正前の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の日前に決定された指名除外については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第5条関係）

指名除外に該当する有資格業者発生報告書

令和 年 月 日

総務部長様

主管部長

（ 課）

建設業者等指名除外基準要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。

商号又は名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	
関係工事名	
工事場所	東広島市
発生時期	令和 年 月 日
発生場所	
(内 容)	

別記様式第2号（第5条関係）

指名除外期間変更（解除）事由報告書

令和 年 月 日

総務部長様

主管部長

（ 課）

建設業者等指名除外基準要綱第5条の規定により、次のとおり報告します。

商号又は名称	
代表者氏名	
住所又は所在地	
関係工事名	
工事場所	東広島市
指名除外 決定年月日	令和 年 月 日
指名除外期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
指名除外の 措置要件番号	
(変更又は解除の事由)	

別記様式第3号（第8条関係）

建設工事等指名除外通知書

東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 閣
（ 部 課 ）

次に掲げる事由により、東広島市が発注する建設工事等の指名競争入札の指名を除外するので、建設業者等指名除外基準要綱第8条第1項の規定により通知します。

なお、指名除外の期間内は、本市の随意契約の相手方及び本市が発注する建設工事の下請人になることもできません。

1 指名除外の期間

令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

2 指名除外事由

別記様式第4号（第8条関係）

建設工事等指名除外変更通知書

東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 閣
（ 部 課 ）

令和 年 月 日付けで通知の建設工事等指名除外については、指名除外の期間を次のとおり変更したので、建設業者等指名除外基準要綱第8条第1項の規定により通知します。

変更前の指名除外の期間 令和 年 月 日 まで

変更後の指名除外の期間 令和 年 月 日 まで

別記様式第5号（第8条関係）

建設工事等指名除外解除通知書

東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 閣
（ 部 課 ）

令和 年 月 日付けで通知の建設工事等指名除外については、令和 年 月 日付けで解除したので、建設業者等指名除外基準要綱第8条第1項の規定により通知します。

指名除外措置の公表調書

令和 年 月 日
東広島市総務部契約課

措置要件		
措置対象者	商号又は名称	
	住所又は所在地	
	代表者職氏名	
	建設業許可 番号等	
指名除外期間		
措置理由	事実の概要	
	措置適用条項	
備考		